

# ベトナムにおける駐在員事務所の設立に関する留意点

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク(I-GLOCAL Tran Le Dung)

## 1. 初めに

日越外交関係樹立から今年で 45 周年を迎え、ベトナムへ進出する日系企業も年々増加している。日系企業の進出形態としては現地法人や駐在員事務所の設立が一般的である。ベトナムにおける駐在員事務所の設立は現地法人の設立に比べると、容易であると思われがちだが、実務上は様々な制限等があり、またベトナム政府による法令の改正などが頻繁に行われる為、留意すべき点は多い。そこで、本稿において駐在員事務所の設立に関して特に重要な留意点を解説する。

## 2. 駐在員事務所の設立及びその留意点について

### 2.1. 駐在員事務所許可条件

2016 年 3 月 10 日付の商法の詳細規定を定める政令 Decree 07/2016 ND-CP 第 7 条では、駐在員事務所許可条件についていくつかの規定を定めているが、その中でも特に留意すべき点は以下の通りである。

- 駐在員事務所を設立する外国法人は、登記日、または設立日から少なくとも 1 年間は活動実績があること。
- 駐在員事務所の活動内容と、本社（親会社）の事業内容に関連性があり、その事業内容がベトナムの商法の対象（販売活動及びサービス）であること。
- 駐在員事務所の活動内容と、本社（親会社）の事業内容に関連性はあるが、その事業内容がベトナムの商法の対象でないと判断された場合には、必ずその専門管轄官庁の認可を求めること。（例えば、人材派遣、教育等、販売商品またはサービスの業種が特殊と判断された場合には、専門管轄官庁の認可を求める必要がある。その場合、審査時間が通常より長くかかる、または、設立許可が下りない場合もある。）

### 2.2. 駐在員事務所の許可業務範囲

ベトナムの商法において、外国法人が設立する駐在員事務所は、外国法人の付属組織として、ベトナム現地での連絡業務、市場調査、投資を推進する事務所と定義されている。その為、直接的に利益を生み出す活動は禁止されており、例えば、顧客との販売・サービス契約書の締結や、見積書への署名等は利益創出の活動であるとみなされる可能性がある。一方で、貿易促進の活動は認められており、具体的には、商品の展示や紹介、展示会の主催や参加などが可能であるが、その場合にも詳細な規定が定められている為、実際にこれらの活動を行う際には商法で認められた範囲内であることを確認する必要がある。

## 2.3 所長に関する留意点

本政令第33条において、駐在員事務所の所長任命に関する詳細な条件が定められている。駐在員事務所の所長は、ベトナムに常駐していなければならないといった規定は存在しないが、ベトナムから出国する場合には、他者に権限を委任する必要（委任状の作成が必要）があり、委任をする際には別途親会社の承認を得る必要がある。

また、駐在員事務所の所長が複数の役職を兼任することはできない。既にベトナム国内に駐在員事務所を持つ外国法人が新しく現地法人を設立し、駐在員事務所の所長を社長に任命する場合には、事前に駐在員事務所の所長変更手続きを行い、別の者を所長に任命しておく必要がある。所長変更時には、駐在員事務所のライセンス情報の修正手続きを行うが、場合によっては3ヶ月程度かかることもあるので、現地法人の設立スケジュールにも影響する可能性があるため注意が必要である。また、ベトナム国外にある外国法人の子会社、支社の代表者や駐在員事務所の所長になっている者についても同様で、これらの役職に就いている者をベトナムの駐在員事務所の所長に任命することはできない。

## 2.4 賃貸契約書

駐在員事務所の設立申請手続き時には、オフィスの賃貸契約書又は覚書を提出することが法令で定められている。オフィス条件に関しては、法令上明確に規定はされていないが、実務上は、個室のオフィスが望ましい。また、賃貸契約期間を1年以上にした場合に最長期間（5年間）のライセンスを取得できる可能性が高くなる。一方で、バーチャルオフィスで申請をした場合に、ライセンスの発行を否認される、または、ライセンスは発行されるものの、活動期間が1年～3年に短縮されてしまう場合もある。

## 2.5 銀行口座

ベトナム中央銀行の通達によると、銀行口座名義人は法人格を持たなければならないとされている。近年、駐在員事務所は認可組織でありながら、法人格を持たないと解釈されるようになった為、親会社がベトナムで非居住者口座を開設し、その口座の利用権を駐在員事務所に委任する必要がある、手続上やや複雑な為、口座開設時には注意が必要である。

## 3. 終わりに

ベトナム政府は国内の経済成長を促進するため、国内産業のみならず海外市場への展開も見据え、外国投資家に対する様々な開放政策をとっている。実際に、ベトナムに進出する日系企業は年々増加しており、その投資形態も現地法人、資本譲渡、M&Aなど多様化し、特に現地法人設立は以前に比べ外資規制が緩和され、手続も容易になりつつある。一方で、駐在員事務所設立に関する制限は厳しくなっており、活動範囲も今後さらに限定されていく傾向にあるとみられる。本稿では、ベトナムにおける外国企業の駐在員事務所設立に関し、特に重要な留意点を挙げて解説したが、今後も法令改正や運用の変更が想定されるため、実際の進出検討時には最新の法令情報や事業内容に沿った情報を入手いただくことをお勧めする。

#### 4. 参考文献:

##### 4.1 ベトナム駐在員事務所開設手続 (2018 年 4 月 2 日)

<http://vietnamnet.vn/vn/ban-doc/hoi-am/thu-tuc-mo-van-phong-dai-dien-o-viet-nam-doi-voi-thuon-g-nhan-nuoc-ngoai-428411.html>

##### 4.2 ベトナム駐在員事務所及び外国貿易支店に関する商法の規定について

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-07-2016-ND-CP-quy-dinh-chi-tiet-van-phong-dai-dien-chi-nhanh-thuong-nhan-nuoc-ngoai-301477.aspx>

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク (株式会社 I-GLOCAL 内) >>

【所在地】：東京都中央区銀座 1 丁目 18 番 2 号 辰ビル 7F

【担当者】：鎌塚 麻由子 (かまづか まゆこ)

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク (I-GLOCAL ホーチミン事務所内) >>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀 (ほんじょうや ゆき)

<<ベトナム/ハノイ現地デスク (I-GLOCAL ハノイ事務所内) >>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也 (さかさい まさや)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧ください。まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。